

認 定 書

国住指第 641-1 号
平成 20 年 6 月 2 日

株式会社ナルックス
代表取締役社長 三浦 忠雄 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項一
号ロ(2)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TACP-0293
2. 認定をした構造方法等の名称
ジーロック工法（先端地盤：礫質地盤）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

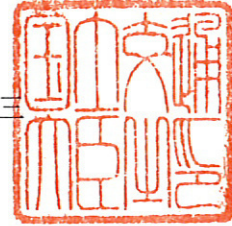
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

指 定 書

国住指第 641-2 号
平成 20 年 6 月 2 日

株式会社ナルックス
代表取締役社長 三浦 忠雄 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同項本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号
TACP-0293
2. 認定をした構造方法等の名称
ジーロック工法（先端地盤：礫質地盤）
3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二の(一)項及び(二)項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法

(注意) この指定書は、大切に保存しておいてください。